

## 議 事 日 程 (第1号)

令和6年12月10日(火曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
専第8号 令和6年度東白川村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第48号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について
- 日程第8 議案第49号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第9 議案第50号 令和6年度東白川村一般会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第51号 令和6年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第52号 令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第53号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第54号 令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第55号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 同意第9号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第17 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

---

### 出席議員(7名)

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

---

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	河田孝
村民課長	安江透雄	村民課課長	安江由次
産業振興課長	伊藤秀人	地域振興課長	今井信和

建設環境課長	有 田 尚 樹	教 育 課 長	村 雲 修
教 育 課 課 長	渡 辺 泰 司	保 健 福 祉 課 長	安 江 修 治
保 健 福 祉 課 課 長	桂 川 のぞみ	診 療 所 事 務 局 長	安 江 輝 彦
会 計 管 理 者	安 江 真 紀 子	監 査 委 員	安 江 裕 尚

---

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	今 井 恭 兵
------------------	---------

---

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井美和君）

ただいまから令和6年第4回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道さん、6番 桂川一喜さんを指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（今井美和君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの3日間に決定しました。

---

◎例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告

○議長（今井美和君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江裕尚さん。

○監査委員（安江裕尚君）

令和6年12月10日、東白川村議会議長 今井美和様。東白川村監査委員 安江裕尚、同じく桂川一喜。

例月出納検査結果報告。

令和6年8月分、9月分及び10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和6年8月分、9月分及び10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和6年9月25日、10月25日及び11月26日。

3. 検査の結果 令和6年8月末日、9月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

続きまして、6年度の定期監査結果を別冊に出しておりますので、朗読させていただきます。

1 ページ目ですが、定期監査結果報告書。

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年10月17日、18日及び同月24日の3日間実施した定期監査の結果は、次のとおりである。

よって、同法第199条第9項の規定により報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見を付する。

令和6年12月10日、東白川村監査委員 安江裕尚、東白川村監査委員 桂川一喜。東白川村長 今井俊郎様、東白川村議会議長 今井美和様。

監査の主眼。

1. 予算の執行は適法かつ効果的に行われているかの確認。
2. 前年度の滞納額が確実に調定されているかの確認。
3. 契約事務が公正適切に行われているかの確認。
4. 事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。
5. 最少の経費で最大の効果を上げているかの確認。

監査の方法。

前半（書類審査）。

1. 令和6年度9月末の各会計の予算の執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。

2. 令和6年度9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。

3. 令和5年度末の村税等の滞納分が令和6年度に調定され収入督促がされているかの監査。

4. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの監査。

5. 補助金、委託事業の事務処理が適正に行われているかの監査。

6. その他関係する必要事項の監査。

後半（現地監査）。

1. 指定管理施設等の利用状況及び維持管理の状況。

2. 令和6年度各工事の進捗状況と各工事の完成状況の監査。

監査の結果。

1. 予算の執行状況及び預金等の管理状況。

令和6年度9月末現在の一般会計と特別会計の予算規模は42億3,462万5,000円で、予算執行状況は、収入済額22億3,378万9,224円、支出済額17億1,193万3,851円、歳計外現金会計の差引き残高を合わせた残高は5億3,421万6,642円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協東白川支店で、

普通預金 5 億 3,416 万 4,673 円、当座預金 5 万 1,969 円であります。歳出予算執行率 40.4% です。

公営企業会計については、予算規模は 5 億 970 万 8,000 円で、予算執行状況は収入済額 3 億 4,193 万 4,253 円、支出済額 1 億 7,851 万 43 円、差引き残高は 1 億 6,342 万 4,210 円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協東白川支店で、普通預金 1 億 6,342 万 4,210 円であります。歳出予算執行率は 35% です。

基金の保管状況は、前年度同期と比較すると 5,858 万 9,526 円減の 12 億 7,613 万 7,761 円です。その内容は定期預金 26 口、普通預金 3 口、国債 2 口であります。

出資証券等の管理状況は、前年度同期と比較すると 701 万 7,660 円の減の 2 億 7,384 万 2,340 円です。その内容は出資証券 11 団体、証書 53 枚、1,299 万 8,500 円、株券 9 団体、52 枚、1 億 5,716 万 1,500 円、債券 2 団体、1 億 368 万 2,340 円であります。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は適正であり、正確であることを認めます。

## 2. 滞納の状況と滞納整理。

令和 5 年度末の村税等の滞納繰越金は 1,113 万 4,407 円あり、それが令和 6 年度に適正に調定され、歳入の督促がされているのかを調査しました。

調定については、滞納額が令和 6 年度に計上され、適正に処理されておりました。納入の督促をなされているかについては、税金等で 9 月末までに滞納繰越分 82 万 3,019 円が納付されておりました。

なお、村税等の主な 9 月末の滞納額（現年度分を含む）は次のとおりです。

次表につきましては、令和 6 年度 9 月末の金額のみとさせていただきます。

村税 989 万 3,202 円、国民健康保険税 374 万 500 円、介護保険料 8 万 9,200 円、CATV 使用料 145 万 9,130 円、後期高齢者医療保険料、国保診療所診療費等はゼロです。簡易水道使用料 34 万 8,873 円、合計 1,553 万 905 円。

主な村税等の滞納額を前年度同期と比較すると 209 万 9,043 円増加していますが、滞納額は令和 6 年度当初と比較すると 451 万 5,775 円増えています。徴収に努力され、一定の成果は上がってきていることを評価しますが、まだ多額の滞納がありますので、負担の公平性の観点からも引き続き滞納整理の推進と収納率向上に一層の努力をお願いします。

## 3. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの確認。

村が契約する工事及び委託契約等 16 事業について調査を行いました。契約規則等に従い、業者選定、事業等の管理事務の執行はおおむね適切に処理されておりました。

## 4. 村が交付している補助金が適正に執行されているかの確認。

村が交付している補助金について 11 事業の調査を行いました。補助金交付規則等に沿って交付申請書等が提出されており、適正に処理されていることを確認しました。

## 5. その他関係する監査。

国保診療所介護老人保健施設の入所状況は、定員 16 床に対して 9 月までの 1 日当たり平均入所者は 11.2 人となっています。1 人 1 日当たりの調定額が平均で約 1 万 3,366 円となっています。一つ

の原因としては、介護スタッフの不足であり、従事者の補充により今後の入所者が利用できることを期待します。

次に、現地調査で気づいたことを申し上げます。

指定管理施設等の管理状況は、適正に管理され、周辺の環境整備もできていました。

結び。

令和6年度の定期監査は、書類審査、現地監査に分けて3日間実施しました。それぞれの担当課長、担当者には多忙の折、懇切丁寧に説明していただき、多くの資料を提出していただきましてありがとうございました。

東白川村においては、第6次総合計画前期計画等に基づき、村の活性化に向けて事業推進が行われていると思います。少子高齢化に伴う事業対策も実施され、地域公共交通「東白川つちのこバス」の運行に伴う村民の移動手段の利便性に期待したいと思います。令和6年度の村債借入残高は、一般会計、特別会計合わせて28億4,812万8,000円であります。

既に令和7年度の予算編成も始まっているかと思いますが、今後計画される事業に多額の借入れはやむを得ないと思いますが、事務事業の執行について常にコストを意識して、最少の経費で最大の効果を上げるにはどうすればよいかを意識し、その有効性、必要性を考慮し、村民が豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し、意見とします。

#### ○議長（今井美和君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告を終わります。

---

#### ◎議員派遣の件

#### ○議長（今井美和君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江健二さん。

#### ○議会運営委員長（安江健二君）

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、加茂郡東部三町村議会議員研修交流会、目的、加茂郡東部3町村議会議員の交流により相互理解を深める。派遣場所、七宗町、八百津町。期間、令和6年12月20日。派遣議員、議員全員。

次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告する。

以下1から8につきましては、既に議長決裁によって議員を派遣しておりますので、お手元の資料を御確認ください。以上でございます。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

---

◎一般質問

○議長（今井美和君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

5番 今井美道さん。

[5番 今井美道君 一般質問]

○5番（今井美道君）

通告に従いまして、一問一答方式にて2つの質問をさせていただきます。

初めに、東白川村の事業における、この夏の暑さ対策の検証と今後について質問します。

遡って令和5年度の夏を思い出してみます。猛暑、酷暑、危険な暑さと言われ、気象庁の発表では統計開始以来、真夏日の数、平均気温が最も高いという1年でした。可茂消防管内でも、高齢者の熱中症の疑いの搬送件数が増加しました。

この春まで議長を務めるに当たり、議会、各種行事、新年の仕事始め式などの挨拶において、村民の方々、特に東白川村の子供たちやお年寄りの事業に関わる職員の方々に向けて、次年度以降も

気温の高い夏が予想されていますので、職員の皆様の働き方もですが、村民の皆様、特に子供たちや高齢者の方々に関わる事業には熱中症対策に格別な配慮をいただきたいと思いと、1年間注意喚起をお願いをさせていただいた次第です。

今年も熱中症警戒アラートが過去最高の延べ1,772回発表され、夏の気温が2年連続で最も暑い夏を更新しました。熱中症警戒アラートは、気温と湿度などから算出される指数ですが、令和5年度は1,232回、4年度は889回、3年度は613回という数字からも、今年の特出さが分かると思います。

岐阜県消防課の発表によると、令和6年この夏、熱中症の疑いで緊急搬送された人は約1,850人で、お亡くなりになった方が5名、重度・中度の方が850人以上あったとのこととです。

さて、東白川村では各種の事業や催しが行われていますが、この夏に向けてどういった熱中症対策をされてきたのか、また反省点があったなら併せてお伺いいたします。

**○議長（今井美和君）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（安江修治君）**

今井美道議員の御質問にお答えします。

各事業における暑さ対策についての御質問ですが、近年気候変動などの影響により、議員御指摘のとおり、救急搬送人員や死者数も高い水準で推移しています。

この状況を踏まえ、環境省では、気象庁と共同で熱中症警戒アラートを令和3年度から運用し、熱中症対策を呼びかけてきましたが、今年の4月からさらなる熱中症への対策強化のため、現行の熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報、通称「熱中症警戒アラート」に法定化し、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、1段上の熱中症特別警戒情報、通称「熱中症特別警戒アラート」が導入されます。

そのため、これらに備えて、村では冷房の完備されている3施設、役場別館のわくわくスポット、神土ふれあいサロン、五加ほほえみサロンの暑熱避難施設、聞き慣れた名称でいいますと「クーリングシェルター」として指定しています。熱中症特別警戒アラートが発令された場合は、暑さをしのげる場所として全ての施設を開放いたします。

参考までですが、今年度の運用期間は4月24日から10月23日までが期間となりまして、県内での熱中症警戒アラートの発表は20回となりましたが、熱中症特別警戒アラートは発令されることはありませんでした。

次に、保健福祉課関連の状況について御説明をいたします。

保健福祉課では、主にシニアクラブがグラウンドゴルフ、ペタンク、シニアゴルフなどの屋外競技とカラーリングなどの屋内競技を行って見えます。屋外では年間10回以上実施しておられ、特に暑い時期における熱中症対策としましては、会場にテントなどを設営して休憩スペースなどを確保しており、暑くなる時間前の午前中に終了するよう対策を講じておられます。また、屋内での競技などは冷房の完備している施設で行っていただいております。

ほかの事業では、介護予防教室や夏季に行うウォーキング教室などは、暑さ対策として冷房を完備している室内で開催しております。ほかにも、シニアクラブ会員からの申込みによりまして、出前講座を開催して熱中症対策などの周知を図っていますが、全ての会員クラブではありませんので、全部に周知するよう努めていきたいと考えています。

先ほど反省点ということの御質問がございましたけれども、今後の対応としましては2つほどございまして、1つ目は熱中症警戒アラートなどの運用についてです。自治会長配付によります熱中症対策の啓発とCATVによる注意喚起をしているところですが、まだまだ周知されていませんので、告知放送やすぐめーるの送信・配信、無料メールの配信サービスなどを活用してもらえよう、しっかり周知していきたいと考えています。

2つ目は、クーリングシェルターの指定場所になります。現在、神土に2か所、五加に1か所を指定していますが、越原地区にございませんので、新たな施設を指定するよう検討していきます。以上でございます。

#### ○議長（今井美和君）

教育課長。

#### ○教育課長（村雲 修君）

教育委員会の関係について、状況について御説明させていただきます。

まず、初めに保育園ですが、今年度早々に熱中症指数計を各保育室に、屋外に設置させていただいて注意喚起して対応しております。アラームが鳴りますので、そのときはエアコンを入れた保育室に移り、活動を続けるようにしております。プールが行われているときには熱中症がピークに当たるため、対策としましては日陰を確保し、活動前にはおやつの牛乳を飲んでからプールに入るようにしています。

特に暑い7月、8月は、昼食後にエアコンをかけた遊戯室で全園児がお昼寝をして、活動しない時間を設けています。運動会前は、ミストファンを活用しながら少しずつ屋外活動に出るようにしています。活動の前後には水分補給するように園児たちに促し、お茶を飲んでもらっています。また、各家庭からも水筒を持たせていただき、小まめな水分補給ができるようにし、水筒のお茶がなくなりかけたら給食室から補充するようにしております。基本的な生活の指導においては、朝食をきちんと食べることや体温調整しやすい服装を推奨し、熱中症への注意喚起に努めております。

また、学童保育では夏休みの間に学童保育を行っております。場所ははなのき別館で行っておりますが、このはなのき別館の和室、それからふれあいホールといった場所を使っております。そこではエアコンを効いた状態にして部屋を整えて、室内の活動のみを行うようにしております。また、保育園と同じように水筒を持ってきていただいておりますので、なくなりかけたらお茶を補充する対策を行っています。

続いて小・中学校ですけど、熱中症指数計というものがあります。養護教諭の先生が中心になり、屋外の活動の前に確認して注意喚起をしています。体育館にも設置しておりますので、確認できるようになっています。活動前に使用する担任の先生が確認し、活動可否を判断します。

最後に社会体育についてですが、同じく小・中学校の体育館において指数計が設置してありますので、使用者、指導者になる方が確認できるようになっています。

教育関係は以上です。

○議長（今井美和君）

総務課長。

○総務課長（河田 孝君）

議員御質問の中で、職員に対する暑さ対策についてでございますが、これは今年度に限ったことではありませんし、どの市町村でも行われていることですが、役場では毎年5月1日から9月末までクールビズ期間として、男性職員なら当期間はネクタイ着用のところをノーネクタイでの出勤を可能とし、華美にならないものであれば半袖のポロシャツ等の使用を認め、涼しく仕事に臨めるような取組を行っております。なお、今年の場合は遅くまで暑い時期が続いたため、クールビズ期間を1か月間延長いたしまして、10月末までの期間といたしました。

また、庁内のエアコンにつきましては、その日に摂氏28度以上が予想されるときには使用するルールとして、この夏はほとんど朝から使用をしています。これも職員の健康面を第一義として捉え、過ごしやすい服装や環境で事務を行うための方策でございます。

なお、職務上、外で働くケースもございますけれども、本年度については熱中症となった職員についてはありませんでしたので、御報告を申し上げます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

5番。

○5番（今井美道君）

ありがとうございます。

それぞれの分野での熱中症対策、特に小さいお子さんに対する細やかなことがされていたいているなということをお伺いすることができました。

その中で、ちょっと保健福祉課長のほうからクーリングシェルターの設置の背景とか、状況について報告をいただきました。この要件を補足しますと、熱中症特別警戒情報が発令された場合に、住民に開放できる冷暖房の稼働、自由に出入りができる、自治体のホームページなどに公表されている、施設入り口などに分かりやすくクーリングシェルター表示証を掲示しているなどとされております。

また、熱中症警戒アラートと特別警戒アラートの違いですが、熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性に対し住民に気づいていただくことを目的に発せられる情報ですが、特別警戒アラートというのは、個々が最大限の予防行動を行うとともに、予防行動を実践できるように国・地方公共団体、事業者など全ての主体者が支援を行うこと等を目的に発せられる情報であります。

クーリングシェルター、先ほど東白川を設置状況を3か所お伺いいたしました。県の発表によりますと、県内では設置されなかった自治体というところが数か所ございます。近隣では、川辺町な

どは1か所ですが、収容人数は100名、七宗町は2か所で計40名というようなことです。東白川村が1か所、たしか5名ということで、15名の収容人数ということで公表がされていたかなというふうに記憶しております。設置箇所は、先ほど課長のほうから今後検討していきたい、特に越原地区ではなかったということで、設置箇所を検討していきたいということでありましたので、収容可能人数など、こういったことにも併せて増やす検討をしておきたいと思います。

ほかの自治体では、熱中症特別警戒アラート発生時以外でも、運用には差はあるんですけども、警戒アラートの発生時、さらにはアラート発生がなくても、住民が暑さに耐えられないときにシェルターが利用できる自治体もございます。水分であったり、塩あめ、冷却シートなどが備えられており、この夏以前から開放されているという自治体も多くあります。設置箇所、運用方法も併せて、来年度以降に向けて御検討いただきたいと思います。

それでは、通告文に戻ります。

日本の至るところで環境が変わり、来年度以降も厳しい気象条件が予想され、従来からの啓発文書にある「エアコンを上手に使いましょう」「状況に応じてマスクの着脱」「小まめに水分補給をしましょう」を各家庭に周知することも必要です。ですが、行政として人が集まる場面では、最大限の熱中症のリスクを下げることを第一として、新たな対策、実効性のある取組を考えていく必要があると強く感じています。例えば村の施設において、先ほど現在の設置状況等もお伺いしましたが、熱中症指数計を完備する、ミストファンを設置する、行事を朝や夕方開催する、日よけのテントを今以上に用意する、空調服いわゆるファン付ベストを支給するなど、お金がかかることかもしれませんが、人の命を預かる際には今以上の気配りが必要と考えます。

現在、このような資機材があれば、その現状、また今後に向けて御検討いただけるものなのをお伺いいたします。

#### ○議長（今井美和君）

保健福祉課長。

#### ○保健福祉課長（安江修治君）

今井美道議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、今後も厳しい暑さが予想されるためということで、村全体の熱中症予防のための啓発に努めることが重要と考えています。

これまでに熱中症対策として取り組んできたこととしては、次のようなことが上げられます。夏場の集団予防接種の際に、屋外でのミスト付扇風機を使用。介護予防教室や出前講座で、熱中症予防のポイントが分かりやすく書いてあるうちわやパンフレットの配付。行事に参加するときや外仕事をされる際には、水分摂取用の水筒を持参するよう呼びかけ。「ほっと茶んねる」の番組内での医師や保健師からの啓発。広報や見守り通信、告知放送、文字放送などでのお知らせ。熱中症になりやすい虚弱な方への対応として、介護者の方へのゼリー状の水分補給用食材の配付。地域ケア会議などでの保健・医療・福祉の職員が集まる会議での注意喚起や情報共有などでございます。

今後の取組としましては、まず資材に頼らないこととして、現在告知放送で換気の時間を放送し

ておりますが、同じように熱中症予防対策を講じましょうといった定時放送、具体的には、好ましい室温のお知らせや水分摂取を呼びかけるようなものでございます。夏場のシニアクラブ活動場所へ出向いての直接的な啓発、特に屋外活動における場合には、今後もこうしたことを実施していきたいと考えております。

また、現在不足しているものとして、先ほど申し上げましたとおり、熱中症警戒特別アラートが発令された際に避難できるクーリングシェルターの指定箇所を増やしていくことを考えております。

熱中症指数計につきましては、現在、小・中、保育園に設置済みですが、総合グラウンドや各地区の屋外活動場所には持ち出し用の熱中症指数計を購入し、いつでも貸出しできるようにしていきたいと考えております。また、熱中症指数計を必要とする場所は、屋外・屋内を問わず設置するよう検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（今井美和君）

教育課長。

○教育課長（村雲 修君）

教育委員会から対策についてお話しさせていただきます。

教育委員会の関係としましては、小・中学校の運動会、体育祭、こういったものは開催時期が非常に暑い時期であることが考えられます。既に練習を行う1か月前も非常に暑い状況であることから、開催時期を10月頃に変更して、学校行事全般を調整することによって子供たちの体に負担のない環境づくりに今後は努めてまいりたいと考えます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

5番。

○5番（今井美道君）

ありがとうございました。

熱中症は命に関わる病態で、この5年間で、全国でおおよそ1,200人、1,500人、750人、1,500人、1,600人がお亡くなりになっております。しかし予防法を知り、また様々な観点から対策・対処することにより防ぐことができるとされております。村民の命に関わることですので、ぜひ物理的にも万全を期していただきたいと考えます。

熱中症警戒アラートは前日の午後5時または当日の午前5時、熱中症特別警戒アラートは前日の午後2時が発表基準のタイミングとされておりますので、重ねてになりますが、行政として、人が集まる場面では最大限の熱中症のリスクを下げることを第一として事業推進に携わっていただきますことをお願いして、熱中症対策に関する質問を終わります。

では、次の質問に移ります。

今井村長が3期目の4年間の村民の負託を得られ、村政に邁進され、また村民の方々へ向け集落座談会を開催されるなど、精力的に公務をお務めいただいていることに敬意を申し上げます。

任期最後の令和7年度の予算編成方針について質問をさせていただきます。

報道などでも発表されているとおり、東白川村は岐阜県下において財政力指数がワーストであります。財政力指数は地方自治体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3年間の平均でありますので、すぐに数値の改善は期待できないわけですが、報道が先行すると住民の方の不安感があおられます。

また、令和5年度決算に基づく健全化判断比率等も公表されており、岐阜県下では健全化判断比率の4指標全ての比率において早期健全化を上回る市町村はありません。しかし、東白川村は実質公債費比率が15.8%となり、この数値が18%以上となると、地方債の発行に県の許可が必要となるほか、同比率を引き下げるための方策を盛り込んだ公債費負担適正化計画の策定が求められることとなります。

さきに開催された村政報告会の後日ではありますが、ここまでの数字は御存じではありませんでしたが、村の財政は大丈夫かというお声をいただきました。今まさに、職員の方々が通常の業務に併せて来年度に向けての予算編成作業が行われていることと思います。自主財源の大きな伸びは期待できないでしょう。各事業一つを精査しても、人件費の上昇、燃料費・材料費の急激な上昇によって、同じ事業量を計画しようとしても同一金額ではできないことが予想されます。村民からの要望には応えたい、しかし財源がというジレンマはあるでしょう。

このような状況下で、どのようなお考えの下、令和7年度予算が現在計画立案されようとしているのかをお伺いいたします。

○議長（今井美和君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

令和7年度の予算編成方針についての御質問をいただきました。

今井美道議員が御指摘のとおり、本村の実質公債費比率は、このままですと18%を上回ることが確実となってまいりました。このため、令和6年度からは年間5,000万円の繰上償還をしていくことで、実質公債費比率を18%未満に抑えていく予定としております。そこで、今回の御質問の令和7年度予算編成方針のうち、財源不足にどのように向き合っていくかを予算編成方針の中から説明をさせていただきます。

まず、起債による借入れを抑えていくことが公債費負担適正化の基本であると考えています。今年度より、より一層起債の借入れ状況、償還状況などしっかりとした管理を行うよう指示をいたしたところでございます。

また、持続可能な東白川村の財政を考えると、現状幾つかの課題を抱えているということで、その解消に向けた専門プロジェクトとして、次代を担う係長以上の参加で行財政改革プロジェクトを今年の4月から行ってもらいました。その結果として、11月1日には3つの視点で私に対して提案をしてくれました。

その内容でございますが、まず1点目として人件費の抑制についてです。地方公共団体は縦割り組織となっており、本村の場合、課と係を置き、係ごとに業務に対する人員配置をしております。

そこで、課を統合して大きな課のくくりとし、職員に対する仕事の割当てについて、係を超えて分担をさせることで業務量分配の無駄をなくすよう、事務分掌面において改革をする予定を職員へ予算編成方針の中で伝えました。これにより、来年度以降、人件費は抑制の方向へ進むと考えています。このため、令和7年度に向けて機構改革を行うことにより、3月議会には課の設置条例等の改正を上程させていただく予定でございます。

2つ目に、業務の改廃あるいは縮減等を行うことがこれまで難しかったという反省から、7年度から事業評価を行い、事業の改廃、縮減を行うよう指示をいたしました。

3つ目に、労働生産性の高い職員を育成するための研修を一層行っていく予定でございます。

この3つの事柄それぞれが職員自ら考えた改革案でございます。この3つの提案については、村長の責任でしかるべき時期に素早く実施をしていく予定でございます。また、令和7年度予算編成の予算ヒアリングにおいては、事業の大小に関係なく、国・県の補助金を検討した旨の説明を必須とし、積極的に国・県の補助金を活用していくよう指示もいたしました。

このように一般財源を極力抑えていく方向ではありますが、必要な事業はしっかりと財源の裏づけを持って積極的に実施をしていくことも必要でございます。めり張りのある行政となるよう、令和7年度予算編成方針の中で指示をいたしております。

以上で答弁といたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

5番。

○5番（今井美道君）

プロジェクトチームで、職員のほうから上がってきた3つの事業を積極的に取り上げられるというトップとしての判断をお伺いいたしました。先ほどから出ています実質公債費比率にもうかがえるように、厳しい財政状況、こういったことによって事業の見直しの判断、あるいは今後早い時期にというようなお話も伺いました。今質問は予算の編成方針を伺っておりますので、編成方針自体には質問はさせていただきますけれども、予算協議の中で各事業ごとに今後質疑をさせていただきたいというふうに考えております。

税金について質問をさせていただきます。

古田岐阜県知事は会見で、超えると所得税が生じる年収103万円の壁の引上げに関し、物価上昇や人手不足など経済情勢が変化している中で、見直すことは一定の合理性があると趣旨に賛同する一方、県と42市町村の税金が個人住民税約545億円、地方交付税約200億円の計約745億円減少する、こういった県の試算に、これだけの規模の減収をまともに受けては、とてもこれまでの行政サービスを十分提供するのは難しいと指摘をされております。

単純に伺いますが、この岐阜県の試算の数字について、東白川村に問合せがあったものなのか、村独自で試算はされているのかを伺いたいと思います。

○議長（今井美和君）

総務課長。

○総務課長（河田 孝君）

岐阜県の試算に対しまして、東白川村から数値を出したということはありませんし、県のほうから指示があったこともありません。これは税務のほうもそうですし、財政のほうもそうでございますのでお願いをしたいと思っておりますし、独自の試算というのも今の段階ではやっておりません。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

5番。

○5番（今井美道君）

そういうふうかなというようなことは思っておりましたけれども、県がこれだけの大きな予算、減収があるのではないかとこのことを大きく発表していましたので、ちょっとお伺いをさせていただきました。

今後は、国が引上げ額をどこに線を引いていくのか、どの程度の影響が及ぶのかというのは、また国がどういった対策を私どものような自主財源の厳しい自治体に対しても取っていただけるのかに注視するしかないわけですが、この厳しい財政運営を、村民の皆様のために村長をはじめ職員の皆様の英知を結集して、令和7年度の予算立案に向けた御努力をお願いして、本日の質問を終わりたいと思います。

○議長（今井美和君）

3番 安江健二さん。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にてマイナ保険証についての質問をさせていただきます。

公的医療保険で受診時に使う健康保険証は、12月2日で廃止をされ、マイナンバーカードに保険証機能を持たせたマイナ保険証の利用を基本とした仕組みに移行をされます。読者につながる報道に取り組む全国18の地方紙は、マイナ保険証に関する合同アンケートを実施いたしました。その結果、「残してほしい」という意見が8割に上り、廃止への不安や異論が根強い現状が浮き彫りとなっているとしています。国民の不信感の理由は、政府が目指すマイナ保険証への一本化への説明不足が上げられます。何のための切替えなのか、そしてそのメリットは何か、またデメリットはあるのかなど、利用者には不安がいっぱいではないでしょうか。東白川村として、利用者の方々の対応に支障を来さないことを願い、数点の質問をさせていただきます。

それでは、第1の質問に入ります。

従来型の健康保険証は、12月2日、新規の発行が停止をされ、マイナンバーカードに保険証機能を持たせたマイナ保険証を基本とする体制に移行されました。しかし、医療機関の窓口で使われた

割合は、今年の10月では15%台と低調とされています。政府がマイナ保険証への一本化を表明してから2年、情報のひもづけミスが相次ぎ、国民不信は根が深く、また乳幼児や高齢者らデジタル弱者への配慮は十分とは言えず、置き去りとの声も上がっているとされております。

政府はマイナ保険証への一本化を目指していますが、皆様のお手元の従来型の健康保険証は、有効期限までの間、最長で1年間は使用できる経過措置があるとのことですが、その辺りの詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（今井美和君）

村民課長。

○村民課長（安江透雄君）

現在利用中の保険証の有効期限について御説明をとの御質問ですが、初めにマイナ保険証の利用状況については、質問でもありましたとおり、全国的に現在でも2割弱の利用状況と報道されています。国は、当初令和6年12月2日、今月の12月2日からですが、従来保険証の利用を廃止するという方針でしたが、先ほど言われましたとおりの現状を踏まえて、マイナンバーカードを持っていない人やマイナンバーカードに保険証をひもづけていない人のために、今お持ちの保険証の有効期限まで、または最大1年間はそのまま従来保険証を利用できることとしました。

先ほどのお話にもありましたように、よく分かりにくいというような声に答えて、新聞やテレビで毎日のように報道されていまして、村でも11月の広報など配付物の中に入れてお知らせをしてみました。現在利用中の保険証は12月2日以降もそのまま使えますので、廃棄しないようにお手元に残しておいていただきたいと思います。

具体的には、国民健康保険証や後期高齢者医療保険証のように、有効期限が券面に令和7年7月31日と記載されているものは7月31日まで、その有効期限までは利用できます。社会保険証などの有効期限がカードに記載されていない保険証は、基本的には令和7年12月1日までの1年間利用できることとされています。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

大変丁寧な説明ありがとうございました。分かりました。

それでは、第2の質問に入ります。

今年10月の全人口に占めるマイナカードの保有者は75.7%、うちマイナ保険証の利用登録を済ませた人は82%に上るとされております。しかし、医療機関や薬局でのマイナ保険証の利用率は15%台であります。認知症や外出が困難な高齢者の方々は、カードの取得自体が難しいのではと思われます。まだマイナンバーカードを作成してみえない方もお見えになると思いますので、その手続等についてのお伺いをいたします。

○議長（今井美和君）

村民課長。

○村民課長（安江透雄君）

マイナンバーカードを保険証として使えるようにする手続はとの御質問ですが、マイナンバーカードの保有率自体は村内で85%以上となっております、それでも15%ほどの方はまだマイナンバーカードを持ってみえない方もいらっしゃるという現状であります。

初めに、マイナンバーカードをまだ持っていない方は、カードをまず作っていただき、カードがお手元に届いてから保険証をひもづけするという順番になります。カードを既に持ってみえる方は、保険証をひもづけするという手続のみを行うことになります。

手続の方法ですが、スマートフォンでマイナポータルというサイトにアクセスしていただければ、御自宅でも手続はできます。ですが、操作の仕方がよく分からないとか、スマートフォンを持っていないのとか、そういった場合は役場の窓口へ来ていただければ手続ができます。マイナンバーカードの作成は役場の窓口で申請できますので、詳しくは住民係のほうへお問合せいただくといいと思います。

マイナンバーカードを持ってみえる方は、保険証のひもづけだけであれば、役場へ来ていただかなくても、診療所や病院など医療機関の受付に設置してある受付用のカードリーダーというものがございますので、そこにマイナンバーカードを置いて、既定の指示どおりに手続を行うとマイナ保険証が登録されるということになっています。

いずれの場合も、数字4桁の暗証番号というのが手続に必要なになりますので、その4桁の暗証番号を確認して診療所のほうに行かれるということが必要かと思えます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。

カードを持ってみえる方は、役場の窓口へわざわざ来なくても、診療所へ行けば村の中ではできるということかと思えます。分かりました。

それでは、第3の質問に入ります。

期限切れまでにマイナ保険証の利用登録をしていない人や、そもそもマイナカードを持っていない人には、保険証の代わりとなる原則カード型などの資格確認書が届くと報道されています。基本的には申請は不要で、最長5年間使える、また更新もできるとされております。この件につきましての説明をお願いいたします。

○議長（今井美和君）

村民課長。

○村民課長（安江透雄君）

マイナ保険証を持っていない人に届く資格確認書について説明をという御質問ですが、マイナ

バーカードを持っていない人や、マイナンバーカードに保険証をまだひもづけていない人のために、今お持ちの保険証の有効期限まで、または最大1年間はそのまま従来の保険証を利用できるということとしていますので、今おっしゃられた資格確認書がお手元に届くのは、現在お持ちの保険証の有効期限が切れるときになります。よって、全員のところに12月に資格確認書が届くわけではありませんので、お間違いのないようにお願いします。

資格確認書は、保険証と同じで国民健康保険はカードサイズ、後期高齢者医療保険ははがきサイズになる予定です。有効期限前に紛失された場合は、12月2日以降、保険証の再発行ではなく、資格確認書が発行されることとなります。利用方法は保険証と同じですので、医療機関の窓口へお手元に届いた資格確認書を提示していただければ、診療を受けることができるとされています。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

分かりました。資格確認書は全員の人に届くことはないということで、それぞれの要件があると思います。

それでは、第4の質問に入ります。

マイナンバーカードの健康保険証利用の場合、そのメリットについてですが、薬剤情報等の提供に同意をすればお薬手帳は見せなくてもよいとか、手続なしで高額医療費の限度額を超える支払いが免除されることなどがあるとされています。また、本人の同意があれば診療履歴も閲覧でき、適切な治療につながり、またスピードも非常に上がるとされており、これらの件につきましての説明をお願いしたいと思います。

○議長（今井美和君）

村民課長。

○村民課長（安江透雄君）

マイナンバーカードに保険証をひもづけたときのメリットについて説明をとの御質問ですが、まず治療が適切か適切でないかというのは、保険証が紙かマイナンバーカードかで方法が変わるものではないと理解いただきたいと思います。

治療についてのメリットですが、おっしゃられたとおり、複数の医療機関を受診された場合に、医師が患者さんに持病があるかとか、現在ほかに治療中の病気があるかなど確認したいときに、患者さん本人の記憶が曖昧でも過去のデータが確認できるということはメリットになると思います。もう一つ、複数の調剤薬局を利用した場合に、同時に服用してはいけない薬を服用していないかなどを確認を本人に聞かなくても確認できるので、おっしゃられたとおり、お薬手帳で確認する必要がなくなると思います。これらのことによって、受付等の待ち時間の短縮や診療時間の短縮になると思います。ただし、履歴を確認するときには、データの確認に本人の同意が必要となります。

もう一つ、高額医療費の限度額認定証については、現在役場の窓口で申請をしていただいて、受け取った限度額認定証を医療機関の窓口で保険証と一緒に提示していただいておりますが、その申請の手続きが必要なくなるというメリットはあるかと思えます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

大変丁寧な説明ありがとうございました。メリットが三つ四つあるということでありました。

それでは、第5の質問に入りたいと思います。

ただいまはメリットということでしたけれども、今度はマイナンバーカードを作る際のデメリットについてお伺いしたいと思います。

カードを持っていても保険証として使わない人たちに理由を聞くと、多かったのが「従来の健康保険証が使いやすい」、その次は「情報漏えいが不安」という回答があったとされております。

また、来年3月24日からは、さらにマイナカードに運転免許証機能を持たせたマイナ免許証が使えるようにもなります。こちらのほうは切替えが任意であり、どうしてもこれに切り替えなければならないというわけでもなしに、従来の免許証のままでもよいし、両方を持つことも可能とされております。

昨今は犯罪の質も多様化しており、特に金融機関を利用したものが多く見受けられます。マイナカードによる情報漏えい対策についてのお考え、また紛失した場合はどのようにしたらよいのかについてお伺いをいたします。

○議長（今井美和君）

村民課長。

○村民課長（安江透雄君）

マイナンバーカードの情報漏えい、不安解消対策はどの御質問ですが、マイナンバーカード自体が国の制度ですので、情報漏えいの対策を村が独自に立てるということはありませんが、その対策、どういったことが考えられるかについてお答えします。

マイナンバーカード自体には、カードの議論があったときにもお答えしていると思いますが、口座情報とか医療情報がカード自体には入っているわけではありません。その情報にアクセスする鍵のようなものがマイナンバーカードになりますので、設定した暗証番号、先ほども言いましたが、4桁の暗証番号、6桁の暗証番号がありますので、それを他人に教えることのないようにしていただきたいと思えます。マイナンバーカード自体には、住所、氏名、生年月日、個人番号などが記載されていますので、運転免許証や預金通帳、キャッシュカードなどと同じように大切に保管していただく必要があるかと思えます。

マイナンバーカード自体は運転免許証と同じように写真がついておりますので、偽造しない限り他人が悪用することはできませんが、紛失した場合は役場に連絡して一時利用の停止をしていただ

きたいと思います。繰り返しにはなりますが、悪用されないために電話などで暗証番号を他人に教えないようにしていただきたいと思います。また、役場や金融機関、警察署、消防署などが電話で暗証番号を聞くことはありませんので、不審な電話には注意していただきたいと思います。紛失の届出をした後は、役場の窓口で再発行の申請をしていただければマイナンバーカードは再発行できます。暗証番号を忘れてしまった場合も再設定できますので、役場窓口へお越してください。

いずれにしましても、何か分からないことがあったとき、困ったことがあったとき、マイナンバー関連に関しましては役場の窓口へ問合せ、相談していただくのが一番かと思います。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。大変よく分かりました。

キャッシュカードですと、なくすとこれは大変ということで、すぐに金融機関へ連絡してストップの手続きを取りますが、マイナカードにつきましては、なくしたら速やかに役場の窓口へ連絡をしてということかというふうに思います。ありがとうございました。

最後に、マイナ保険証の利用率が低いのに現行の保険証を廃止するのは国民の意思とずれがあり、高齢化社会には向いていないなど様々な意見がありました。12月2日からマイナ保険証の一本化に向けたスタートが始まりましたが、その中でも選択肢はあると思います。自分に最も合った方法は何か、行政担当課に相談されるのがよろしいのではないのでしょうか。そして、医療機関等で受診される方々が慣れるまでは、受入れ側は親切丁寧な対応をされることをお願いいたしまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井美和君）

ここで暫時休憩といたします。次は11時10分から始めさせていただきます。よろしく願いいたします。

午前10時53分 休憩

---

午前11時08分 再開

○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問、6番 桂川一喜さん。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

通告に従いまして、一問一答方式で医療・福祉の人員確保についての質問をさせていただきます。

今回の衆議院選挙を経て、103万の壁が世間の注目を浴びております。その注目が意味する内容としましては、労働者の確保と税制とのバランスであったり、世帯収入と労働提供とのバランスの

問題であったり、労働力の需要と供給のバランスなどが問われることになっております。村内でも、多方面にわたって労働の見直しの機運というものが高まってくるのが予想されます。

そこで、村との関わり合いがとても大きくて、それから村民の生活にも密着している医療、そして福祉における労働者確保ということにつきまして質問をしたいと思っております。

直接であったり、間接であったりということをお問わないとしたならば、村内の医療においても福祉サービスにおきましても、その提供は村が全てを提供していると言っても言い過ぎではないと思っております。サービスの提供と同時に、医者や管理職をも含めました職員の確保もやはり村の責任の下で行われております。

そこで、最初の質問になります。

医療・福祉の分野におきまして、村の責任の範囲内で村が提供すべきだと考えているサービス、そのサービスは村民の需要を十分満足させているのか、それに足りるものかということをお聞きしたいと思っております。できれば職員の確保という観点に注目してお答えをお願いいたします。

#### ○議長（今井美和君）

保健福祉課長。

#### ○保健福祉課長（安江修治君）

村の医療と福祉の現状について、桂川一喜議員の御質問にお答えします。

先に、保健福祉分野について御説明をいたします。

保健福祉分野の現状ですが、初めに保健福祉分野では、健康増進に関する各種検診業務、特定健診、予防接種のほか、母子保健、母子健康センターなどの健診業務に当たっております。これらに関わる専門職では、保健師3名、看護師2名、そのうち2名は会計年度任用職員となって業務に当たっております。例えば、乳幼児特定健診などの歯科指導や栄養指導、これらは現状の職員だけでは補えない専門分野であるため、村内外に住んでみえる歯科衛生士や管理栄養士の方に委託をして指導をお願いしております。そのほかにも心の相談会では精神保健福祉士、健康教室などでは健康運動指導士、また子供さんの発達検査では臨床心理士といった様々な職種の専門家に依頼して業務に当たっております。

次に、福祉分野では、高齢者、障害者などが必要とするサービスを利用、提供するため、施設及び事業所との連絡調整のほか、本村で対応できないような業務は県や広域的機関、先進的に行っている市区町村などに相談して業務を遂行しております。

このように、福祉分野における専門職は、現在保健師、看護師のほか、地域包括支援センターの介護支援専門員以外の職種はございませんので、他市町村の専門職や事業所との委託等により業務に当たっているのが現状です。

また近年では、社会福祉士いわゆるソーシャルワーカーの役割は大きく、高齢者支援、障害児・障害者支援、子ども・子育て支援、生活困窮支援といった分野への福祉のニーズにつなげる仕事として重要視されています。本村の職員にはそのような専門職はございませんので、現在は近隣の相談支援事業所の相談支援専門員やソーシャルワーカーと連携し、福祉のサービスにつながるよう努

めています。

ほかにも、村の直営では地域包括支援センターがございまして、こちらのほうは3職種という、いわゆる保健師、それから主任ケアマネジャー、社会福祉士が人員配置の基準となっておりますけれども、本村のような小規模な自治体では、65歳以上の人口が1,000人未満の場合は2職種で可能となっているため、現在は保健師、主任ケアマネジャーによる体制で基準を満たしているところでございます。

地域包括支援センターの業務に関わる職員は8名で、保健師1名、主任ケアマネジャーが1名、ケアマネジャー2名、看護師1名と訪問員のほうで3名、介護保険などのケアプラン作成や相談支援、各種予防事業の業務に当たっております。

外部の事業所としましては社会福祉協議会がございまして、こちらのほうは介護保険サービスの事業や福祉に関わる各種相談事業などの業務を行うため、人員でいいますと、ケアマネジャーが3名、ヘルパーが4名、せせらぎ荘は看護師を含む職員が9名、居住部門で4名、事務局は5名で、臨時職員を含めまして25名が地域福祉の支援に務めています。

以上のとおり、村で行っている福祉分野、保健福祉分野のサービス提供に必要な人員は確保できている状況でございます。以上です。

**○議長（今井美和君）**

診療所事務局長。

**○診療所事務局長（安江輝彦君）**

続いて、村の医療分野の現状、職員について、桂川議員の御質問にお答えします。

まず初めに、東白川村国保診療所は平成20年度にそれまでの国保病院から有床の国保診療所に転換し、医師2名体制による外来診療を中心に、ベッド数は一般病床4床と療養型病床の15床、合わせまして19床となりました。そして、平成22年5月から介護老人保健施設として業務を開始いたしました。令和元年度には、それまでの懸案事項でありました老朽化した診療所を新築移転し、その際に一般病床は無床となりましたが、16床の老健施設を持つ診療所として現在に至っています。

診療所に転換後も、地域唯一の医療機関として地域住民の初期救急と疾病治療、特定健診、学校医や乳幼児の健診等の保健事業にも取り組んでいます。また、無医地となっております白川町の一部地域の医療機関としても役割を担っております。

これらの医療を行うための職員数は、常勤医師2名、それから外来看護師6名、老健看護師7名、介護職員9名と介護助手3名、そして事務局の職員4名で業務に当たっています。そのほかには、月2回、保健センターでの下呂温泉病院の産婦人科医師1名による診察を行い、診療所では月1回、下呂市立金山病院から外科医師1名による専門外来を開設し、診療を行っています。また、村民のニーズに合った診療体制を整えるため、平成26年12月より、木沢記念病院、現在の中部国際医療センターの内科医師による月1回の土曜診療を行っております。また、同じく中部国際医療センター医師1名による月1回の外科診療を実施しています。

以上の人員による昨年度の診療実績を申し上げますと、令和5年度の患者数及び利用者数につき

ましては、老健が1日平均入所者12.2人、これは前年より0.2%の増、外来の1日平均患者数は40.1人ということで、前年より4.3%の減となっています。

職員の確保につきましては、医師2名体制ですので、診療所所長及び岐阜県から自治医科大学卒業医師の派遣を受け、体制を維持しておりますが、所長の定年を今年度末に控えておりますので、独自に医師の確保に努めていますが、なかなか困難な状況にあります。自治医大卒業医師につきましては、県に毎年派遣要望を行い、1名の派遣を継続して受けています。それから、看護師と介護職員については、村の職員募集、それから診療事務の職員募集によって確保に努めています。

なお、令和7年度の医師の派遣については、県から11月29日付で1名の内示をいただいております。北川医師につきましては、7年度は会計年度任用職員となり、パートとして火・水・金の週3日間勤務にすることで本人と了解を取っております。休診を含めた診療体制につきましては、今後構築してまいります。ここまでの来年度に向けて庁内で協議して決まっている内容となっています。

以上のとおり、現行の医療サービス体制に必要な人員は確保できていますが、看護師の高齢化、老健施設の宿直体制の確保など、今後の体制維持として取り組むべき課題を有していると考えております。以上です。

[6番議員挙手]

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの答弁の中で、まず一言で言って、現状のサービスにつきましては十分な人員が確保できているから御安心くださいということと、質問の仕方によって、村の責務の中での職員確保、人員確保と質問はしたものの、実際には外部との連携を取りながら村外の人員も十分に活用しながら、サービスにつきましては十分できているという答弁でしたので、今現状については村民も安心して福祉・医療を受けているという感覚であろうかと思えます。

そして、医療の答弁の中は、ちょっと将来に向かっての話も一応されておりましたので、現状では取りあえず大きな不安がないであろうということも今答弁の中でおっしゃっていただきました。

そこで、さっきの現状の質問で、通告で細かく聞いていなかったもので、もしお答えできる範囲でよろしいんですけども、医療・福祉につきましては、現在特に村で直接確保している人員の年齢構成などを、簡単に説明できる範囲で、よろしければお答え願いたいと思います。

○議長（今井美和君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（安江修治君）

すみません、福祉分野の職員になります。保健福祉課のほう、現在18名の職員がございます。そのうち会計年度任用職員が8名ということで業務に当たっております。年齢構成で見ますと、20代が1名、30代が2名、40代が3名、50代が7名で60代以上の方が5名ということになっております。六、七割近くの方が50代以上というようなことで業務に当たっております。以上です。

○議長（今井美和君）

診療所事務局長。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

診療所の職員年齢構成ということで、全体では31人の職員がおりまして、20代が3人、30代が1人、40代が3人、50代が10人、60歳以上が13人ということでございます。50代以上で見ますと、半数以上が高齢になっておりますし、このような現状となります。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

このような質問をさせていただいたのは、次につながる今後の村の体制であるということをお聞きするための質問でもありましたし、実はそれ以外にも少し、多分村長に直接お聞きすることになるかと思えますけれども、ちょうど先ほど医療のほうの答弁の中にありました施設を改修し、立派な施設を造ってという、ちょうどその当時、今の今井村長が村長になられたときの方針の中で、老人福祉を充実させるという中で行われた事業でありました。

その当時、そういう福祉を充実させる過程の中で、建物もよくし、なるべく働きやすい環境でありますとか、福祉もしくは医療をきちんと、うちの村だったら勤めていただける施設を造ると、もしかしたら業界の若い子たちが積極的にこの村の中で働きたいということもできるんじゃないかなろうかというものが、話合いの中では何度も出てきておりました。果たして出来上がった結果がそうなっているかどうかということは、またこれから村長にお伺いするわけですが、人数が確保できればいいのであろうということに関してはいいんだと思います。

ただし、この村の場合は、若い子たちが帰ってきていただく職場の一つに、少子高齢化であるということが逆にプラスに働くとしたら、老人の福祉であるとか医療というものを、需要はあるわけですので、それに対して提供したいという、要は働きたいという若者がぜひとも来てほしいという思いもありながら、村長にあえてお伺いしますが、ちょうどなられたときに福祉政策を充実させるんだとおっしゃっていた村長の頭の中に、充実したこの村で、じゃあ福祉・医療で働きたいという若者を呼びたいというような思いが今でもございますのか、それとも、あるけれどもなかなかうまくいかなくて空回りしているのかということ、もしお答え願えればと思います。

○議長（今井美和君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

村出身の若者がこの村で働くということは、我々の思っている理想の形でございます。私もできる限りそういった形が望ましいとは考えておりますけれども、診療所ができて新しくなったからこの村でというような直接的な動きはまだ把握はされてはおりません。

ただ、先日の二十歳を祝う会のそれぞれの将来の夢みたいところのインタビューにも、中には

看護師になろうとしている方も何人かおりましたし、そういった方々の意識の中で、この地元でも働けるという意識があるのではないのかという推測はさせていただいております。

あと、なるべく先ほどお答えしました年齢構成ですので、特に看護師あるいは介護をやっている人の部分については若い人の力が必要ということで、随時募集をするような形で、なかなか村内からは調達できないので、村外の方々にも募集をして、1年に数名になってきてはおりますけれども、移住してきた方々も含めて少しずつ世代交代を図りつつある。

ただ、一方で議員御指摘のとおり、働き方改革という名前の下で定年制の延長が行われており、人生100年時代と言われ、年金が受給される年齢もだんだん上がってくるという状況の中では、できる限り働ける方は長く勤めていただきたいというのを考えるのも、これは村の責任でもあるということで、いろいろな制度を活用しながら現状の必要人員を確保していく。

ただ、もう一度お答えしますが、年齢層が多少後ろのほうへ行っているもので、若い人も意識しながら、特に今思っているのは看護師でございますけど、病院時代にたくさんの看護師さんが採用されておって、その方々が一緒に年を経ていますので、一度に仕事がきつくなるというようなことがございますので、なるべく若い人を採用したいという思いでやっております。

もう一つは、これはまだ実現できていませんが、実は私の思いの中では、例えば福祉職、医療職、それと専門職に、学校へ行って勉強して、そして村へ帰ってきたら何かの策を、いわゆる奨学金とかそういったことというようなことも考えていないわけではなくて、ただ、制度的には設計が非常に難しいということもあり、まだ実現に至っていないのがちょっとじくじたる思いでございますけれども、将来これだけの少ない子供さんの数の中でそういった人数を確保するということは、何か特別の手当てをしていく必要もあるという認識は持っております。ただ、まだ実現できてはいない、そういう答弁とさせていただきます。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

すみません、通告の部分を飛ばしてちょっと質問してしまったので、重複するような答えが来てしまうかもしれませんが、通告のほうに戻りまして、十分今のところはサービスを満たしているというのが御返答でしたので、じゃあ今後、この今の満足している状態を継続するためにどうされているかという通告の質問に戻りたいと思います。

もうお答えになっている部分で済んでいけば、そういうお答えでも結構だと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（今井美和君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（安江修治君）

桂川一喜議員の御質問にお答えします。

今後の体制維持について。

医療・福祉の分野において、国・県が唱えるような人員基準を満たしていれば全てのことが進むわけではなく、本村のような小規模自治体で福祉専門職がいなくても、様々な専門機関への相談や、それによる人員派遣で一定のサービスが御利用できると思っております。確かに専門職がいたほうが、地域の実情を把握しており、即時に対応できるサービスへとつなげることができますが、現状では職員確保は大変厳しく、先ほど村長が申しましたように、毎日保健師、看護師、保育士などの職員募集を行っても、なかなか申込みがあっても途中で辞退されるとかそういった場合で、ほとんどのケースで人員確保するのが困難な状況にあります。

そのような中で、村の職員だけで村の保健や医療、福祉を十分やっていけるかというのと、やはり先ほど申し上げたとおり、村の職員がいない職種もありますので、足りない部分を外部から補い、あるいは関連機関との連携でやっていくことが現状です。ただ、これからの村の動向を考えると、子育て世代から高齢者、障害者など幅広いケースに対応できる福祉相談の専門家や、健康で長生きを目指すために必要な食の専門家である管理栄養士も、現状分析や事業計画の立案、実施まで行うためには必要な人材であると考えています。

今後の体制としては、人員確保が困難な中で保健・医療・福祉分野が連携して一体的な取組ができるよう、小規模自治体に合った体制づくりを提供していきたいと考えております。

**○議長（今井美和君）**

診療所事務局長。

**○診療所事務局長（安江輝彦君）**

今後の診療所の体制維持についてお答えいたします。

将来は、村の人口減少に伴い、診療所にかかれる患者数の減少が当然予想されます。今後は、住民ニーズと提供可能な医療を見極めた上で適正な職員配置を検討していきます。その医療の一例としまして、医療DX化があり、医師と患者の負担を減らすことが可能な遠隔診療、これらを取り入れるため、先進地を参考にして仕組みを研究していきたいと考えております。この遠隔診療では、通院が月1回程度で済み、体調が安定している方につきましては遠隔診療を受けていただき、お薬も郵送することで健康管理につながります。特に高齢の方の通院、それから待ち時間の負担の減にもつながると考えています。以上です。

〔6番議員挙手〕

**○議長（今井美和君）**

6番。

**○6番（桂川一喜君）**

すみません、ちょっと質問の仕方がうまくいかなくてすみませんでした。

先ほど村長がおっしゃっていたように、もし若い子が帰ってきたときに、奨学金等の返済に多少なりとも村が協力することで応援できないかという話がありました。

実は、こここのところ予算の時期が近づいておりまして、村長の口から言われている経費のとにか

く抑制の中で、人件費を抑制するかしないかという話がどうしても出てきておりますが、福祉分野においたり、医療分野においての現場職というのは、ただでさえ労働条件が悪く、この中に人件費の抑制という要素が入ってきますと、先ほど課長が申しましたように、応募があったのに辞退されたとか、結局来てもらえると思っていたら来てもらえなかったというような事例もあります。その場合の理由というのも、ちゃんと本当は調べていないといかんのだと思いますけれども、果たして東白川における医療・福祉の労働現場というのが、ある程度全国に胸を張れるというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、労働者を雇うに胸を張って来ていただけるような労働環境になっているかどうかということもちょっと不安な点があります。

それは何で不安かといいますと、やっぱり人件費を抑制するというのが、この村の財政を健全化するという一つの指針の中に入っていますので、その人件費の抑制と現場職の労働待遇というものに一定のてんびんの上下ということが起きているのか、いやいや、人件費抑制とはいいいながらも、現場の職員は十分な労働環境の上で働いているのかということも、今後の体制も含めましてちょっと御質問したいと思います。

**○議長（今井美和君）**

副村長。

**○副村長（桂川憲生君）**

今の御質問の中に出てきました人件費の抑制についての考え方でございますけれども、人件費の抑制で、例えば福祉部門で働く人たちの給料を減らすという考え方ではなくて、村全体の職員の労働の無駄を減らすと。労働の無駄を減らすことによって総職員の数をある程度抑えることができれば、全体として労働力の労働費用のカットにつながるというのが労働費の抑制の考え方であります。

ですから、福祉の分野で働く人たちが、それに見合ったちゃんとした給料をいただいて、そして快適な労働環境を提供するというのは村の首長としては当然の責務でございますので、それは果たして行って、村全体としては総数として労働コストをカットするという方向へ向かうというような考えでございます。

〔6番議員挙手〕

**○議長（今井美和君）**

6番。

**○6番（桂川一喜君）**

今回の質問を通じまして、村のほうは決して悪いほうを考えている、わざわざ駄目になるほうを考えているんじゃないかと、ベストを尽くしてみえるということも十分分かりましたし、現場における労働者の環境を悪くしようなんて気も毛頭ないということ、ただ村長のお言葉の中で、施設をうまくしたんだけど、なかなかそれが新しい職員の確保につながっているわけじゃないとはおっしゃいましたけれども、決してここで諦めることなく、今後も特に若い医療・福祉に従事しようという人がおりましたら、ぜひとも東白川で働きたいと言わせるような施策を今後も打って行ってほしいという希望を最後に申し述べまして、この質問を終えたいと思います。どうもありがとうございます。

した。

○議長（今井美和君）

ここで暫時休憩とします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（今井美和君）

会議を再開します。

◎承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第8号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（河田 孝君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。令和6年12月10日提出、東白川村長。

記1. 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第4号）（別紙）でございます。

次のページを御覧ください。

専第8号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。令和6年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,194万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和6年10月15日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきます、7ページの歳入からお願いします。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額42万1,000円の追加。普通交付税で収支のバランスを取るためのものでございます。

14款3項2目総務費県委託金、補正額336万9,000円の追加。説明欄を御覧ください。衆議院議員選挙委託金でございます。

歳出のほうを御覧ください。

### 3. 歳出。

2款4項1目選挙管理委員会費でございます。補正額379万円の追加でございます。これにつきましては、10月27日に投開票を行いました第50回衆議院議員総選挙に係る費用を専決補正したものでございます。衆議院議員選挙で379万円の追加でございます。以上でございます。

#### ○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから専第8号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第8号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第48号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（今井美和君）

日程第7、議案第48号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

#### ○総務課長（河田 孝君）

議案第48号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。令和6年12月10日提出、東白川村長。次ページを御覧ください。

東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例。

この条例につきましては、10月全協の際に御説明をいたしました。去る9月21日、会計年度任用職員1名の飲酒運転による事故が発生をいたしました。職員につきましては、10月8日に行われ

ました職員懲戒等審査委員会並びに交通事故関係職員審議会の決議を受け、同日付で懲戒免職となりましたが、これを受けまして村民の皆様の行政に対する信頼を失墜させた監督責任といたしまして、今回の条例で12月分の給料月額を村長100分の10、副村長100分の5減額をするものでございます。

本文の朗読は省略させていただきます。附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番。

○6番（桂川一喜君）

今回の判断というのは、本当にいろんな方面から理解をしていただくために大切な判断であったかとは思いますが。

ただ、ちょっとお聞きしたいんですけども、何か起きたときには、こうやって村長もしくは副村長、特別職の方が責任を取ってやられる。よく最近、労働環境の中で労働者にこうしろ、ああしろと言うと、それはパワハラと、もしくはモラハラと捉えがちで、なかなか従業員の態度というのをたしなめるということがしにくい世の中になってきておりますけれども、今回みたいな条例制定のように、何か起きたときには責任を取るという立場で村長、副村長が動かれるということは、逆に言うと、俺らは責任を取る立場だから少しは言うことを聞けというような、きちんとした指導等を今後とも職員にやっていっていただきたいという気持ちで、その考えとともに今回の条例制定があるんだと思うんですけども、その辺のお考えだけ少しお聞かせ願えればと思います。

○議長（今井美和君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

過去にもこういった処分をしたことがございます。それは予算管理あるいは執行の段階で異論があつて、間違いがあつて、村民の貴重な財産である村のお金を余分に使わなきゃいけなかった。これは監督責任を問うべきことであり、それを補填する意味で減額をしたというようなこともございました。

今回は、公務員があつてはならない飲酒による事故を起こしたという責任、これは非常に重いものがあると思っております。今、議員御指摘のように、私と副村長自体の戒めの面もございしますが、一番今回の措置で気づいてほしいというか、村民の皆さんにも分かっていただきたいのは、村長が責任を取ればええじゃないか、そういう話ではないと。やはりトップは責任を取る覚悟でいろんなことに当たっておりますし、その命を受けて仕事をする職員は、特に公務員は今回のようなことは絶対あつてはならんぞという戒めの意味を広く理解してもらおうという意味も込めて処分を自分として決断し、副村長にも理解をいただいたものであります。

もちろん先ほども言いましたように、全く村民の皆さんにとっては、いわゆる村の名誉を傷つけたという面で大変申し訳ないので、トップ、ナンバーツーとしての責任の取り方としてもこれが適当と考え、条例の提出をさせていただきますので、お認めをいただくようお願いをしたいと思います。以上です。

**○議長（今井美和君）**

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第49号について（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（今井美和君）**

日程第8、議案第49号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長。

**○建設環境課長（有田尚樹君）**

議案第49号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年12月10日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表を御覧ください。

今回の一部改正では、別表第1、別表第2にあります平西住宅の部分を削る改正となります。この改正の理由につきましては、先般の11月28日開催の全員協議会にて内容を説明させていただいておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、本文にお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第49号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。午後は昼1時からよろしく願いいたします。

午前11時50分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（今井美和君）

会議を再開します。

---

◎議案第50号から議案第55号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第9、議案第50号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から日程第14、議案第55号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）までの6件を予算関連として一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（河田 孝君）

議案第50号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。令和6年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,584万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,778万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。令和6年12月10日提出、東白川村長。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、5ページ、第2表 債務負担行為補正から説明させていただきます。

第2表 債務負担行為補正。

（追加）事項、期間、限度額の順に朗読をさせていただきますので、お願いをします。

空調設備機器保守点検業務委託、令和7年度、146万8,000円。

電子契約システム使用料、令和7年度から令和11年度まで、170万円。

東白川村PPPクラウドサービス使用料、令和7年度、59万4,000円。

東白川村生きがい対応型デイサービス事業委託業務、令和7年度、660万円。

東白川村高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業委託業務、令和7年度、650万円。

東白川村在宅介護支援センター運営委託業務、令和7年度、425万3,000円。

健康管理システム賃貸借、令和7年度、237万5,000円。

障害福祉サービス支給管理台帳作成システム賃貸借、令和7年度、115万5,000円。

フォレストイルウェブサイト管理委託業務、令和7年度、171万6,000円。

庁内ネットワーク関連機器保守業務、令和7年度、157万3,000円。

情報セキュリティ強化対策機器保守業務、令和7年度、267万9,000円。

情報基盤施設加入者対応委託業務、令和7年度、136万9,000円。

自主放送設備保守業務、令和7年度、194万7,000円。

FM音声告知放送システム保守業務、令和7年度、151万8,000円。

気象情報農業高度利用情報処理等業務、令和7年度、99万円。

F T T Hセンター系保守委託業務、令和7年度、237万6,000円。

東白川村HP連動ECモール管理委託業務（WEBサイト）、令和7年度、132万円。

フォレストイルWeb広告集客支援委託業務、令和7年度、66万円。

今回の債務負担行為につきましては、11月の全協でも御説明をいたしました。5ページの電子契約システムの使用料を除いて、全て令和7年4月1日から8年3月31日までの履行期間となる委託料や使用料等になります。

なお、電子契約システムの使用料につきましては5年間の継続契約となります。以上でございます。

次に、9ページからの事項別明細書の説明を省略させていただきまして、11ページ、歳入からお願いします。

## 2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額2,414万3,000円の追加。普通交付税で収支のバランスを取るためのものがございます。

12款1項3目民生費使用料、補正額4,000円の追加。五加交流サロンの使用料、1件分の追加でございます。

7目商工費使用料8,000円の追加。エコトピア住宅の使用料でございます。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額84万2,000円の追加。児童手当交付金の81万6,000円、児童手当交付金（過年度分）が2万6,000円のそれぞれ追加でございます。これは制度改正によるものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額175万8,000円の追加。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加でございます。定額減税を捕捉する交付金の対象者の確定によるものでございます。2節の戸籍住民基本台帳費の補助金でございます。162万8,000円の追加。社会保障・税番号制度システム整備費補助金、システム改修に係る補助金の確定によるものでございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額57万2,000円の減額。児童手当負担金が57万8,000円の減、児童手当負担金（過年度分）が6,000円の追加ということで、これも制度改正によるものでございます。

5目の県移譲事務交付金でございますが、2,000円の追加でございます。療育手帳交付受付移譲事務交付金が1,000円の追加、自立支援医療の支給認定申請等移譲事務交付金1,000円の追加でございます。

14款2項の6目農林水産業費県補助金でございます。補正額1万6,000円の追加でございます。中山間地域等直接支払交付補助金ですが、面積が増加したことによる追加でございます。

10目の教育費県補助金ですが、29万4,000円の減額でございます。これにつきましては、補助金から委託金へ制度変更による組替えがあったためでございます。次のページを御覧いただきますと、ふるさと魅力体験事業の委託金が、委託金のほうで29万4,000円の追加ということで、この組替えを行ったものでございます。

16款1項1目一般寄附金でございますが、61万6,000円の追加。一般寄附金につきましては、4月分10万円、8月分1万6,719円、11月分50万円ということで、その合計額でございます。

指定寄附金、総務費指定寄附金として1,890万8,000円でございますが、これにつきましてはふるさと思いやり基金の指定寄附金ということで、8月から10月まで、8月が370万3,000円、9月が674万3,000円、10月、846万2,000円の3か月分の合計でございます。

19款4項4目雑入でございます。補正額11万9,000円の追加。CATV災害保険金8万円ござ

いますが、これにつきましてはビデオカメラの故障によるものでございます。その次に、機構集積協力金交付事業費補助金過年度返還金が1万2,000円、障害者医療費国庫負担金返還金の過年度精算金が2万7,000円、確定によるものでございます。

続きまして、3. 歳出でございます。

1款1項1目議会費は補正額3万7,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。可茂町村議会議長会の負担金の確定によるものでございます。

この歳出につきましては、人件費の補正として職員共済組合負担金というのが何か所か出てまいりますけれども、これにつきましては標準報酬額の改定によるためのものでございますので、お願いをしたいと思います。

2款1項1目、補正額は1,955万5,000円の追加でございます。総務一般管理費でございますが、人件費と積立金のところでふるさと思いやり基金積立金、先ほど説明したとおりでございます。1,890万7,000円でございます。4月から10月の累計で3,302万9,000円というふうになってございます。

次に、総務管理費各種負担金でございますが、可茂町村会負担金が確定により10万1,000円の追加でございます。

公共交通事業29万5,000円。これは需用費でございますが、消耗品費、スタッドレスタイヤを購入するものでございます。

次のページを御覧ください。

5目財産管理費ですが、補正額353万6,000円の追加でございます。物件管理費では、公有財産購入費として土地購入費349万7,000円を計上しておりますが、これにつきましては11月の全協で説明させていただきました固定資産税等の滞納者の日向、栃山の土地を購入するものでございます。

次に、行政情報化推進費でございますが、PDF管理ソフトライセンス料が3万9,000円の追加でございます。

6目の企画費20万円の追加です。官民協働のむらづくり体制構築事業で20万円の追加でございます。これにつきましては、がんばる地域づくり補助金の追加ということで4件目となりますが、東白川村情報通信教育協議会のほうへ補助金を支出するものでございますが、子供や住民を対象にしたICT教育を行う協議会ということだそうでございます。

次に、10目の地域情報化事業費155万8,000円の追加でございます。CATV一般管理費16万6,000円の追加ですが、これにつきましては人件費でございます。

CATV番組等制作運営費61万4,000円の追加でございます。人件費と、備品購入費にビデオカメラとありますが、これにつきましては先ほど災害保険で8万円入ってくるというものでございますけれども、ビデオカメラの故障による更新をするものでございます。

次に、CATV機器管理運営費でございますが、工事請負費で電柱移設工事で77万8,000円、中川の洞門付近の電柱の移設になります。

次に、2款1項14目物価高騰対策費でございますが、補正額13万円の追加。これにつきましては

【重点支援】調整給付金事業ということで、給付金・定額減税一体支援ということで、定額減税を補足する給付金の、先ほど申しましたとおりですが、対象者の確定によりまして13万円追加となるものでございます。

次に、2項1目の税務総務費でございます。補正額30万円の追加でございます。説明欄を御覧ください。税務総務費で人件費の補正となっております。超勤手当の補正でございます。

次に、賦課徴収費は20万円の追加でございますが、これにつきましては村税還付償還金20万円の追加ですが、保安林で非課税の箇所が減免になっていなかったというようなことで、報償金を支払うものでございます。

次に、3項の1目戸籍住民基本台帳費は21万円の追加でございます。戸籍・住民基本台帳費として、これは人件費等になります。次のページを御覧ください。人件費となります。

次に、戸籍電算化システム運営事業でございますが、これにつきましては財源内訳のところを見ていただきまして、特定財源162万8,000円というものがついていると思いますが、これは社会保障・税番号制度システムの整備費補助金の確定によるものでございまして、財源補正ということになります。

次に、2目住民情報処理費でございます。26万5,000円の追加でございます。住民情報処理費でございますが、委託料では住民基本台帳ネットワークシステムの委託料、使用料のほうでは住民基本台帳ネットワークシステムの機器賃貸料ということで25万6,000円の追加ということでございます。これは、更新する住基システムのリース料と保守委託ということになります。

3款1項1目住民福祉費53万円の追加でございます。説明欄を御覧ください。住民福祉費一般のほうは、これは全て人件費の補正となります。

3目の保健福祉費でございます。856万1,000円の追加でございます。介護保険特別会計繰出金347万4,000円の減額でございますが、これは施設介護サービスの給付費、特定入所者介護サービス等の給付費の実績見込みによる減額でございます。

次に、保健福祉費一般でございますが、人件費と、補助金で村社会福祉協議会補助金とありますが、これにつきましては1,000万円の追加ということで運営費の補助金でございます。

次に、障がい者福祉一般ですが、2,000円につきましては県の移譲事務の交付金の増額による財源補正ということでございます。

次に、障がい福祉サービス事業でございますが、122万5,000円の追加でございます。償還金、利子及び割引料で障がい者福祉サービス事業の額の確定に伴う過年度分の返還金というふうになります。

次に、4目老人福祉費でございますが、8万円の追加でございます。地域包括支援センター運営事業につきましては人件費の補正となりますし、五加交流サロン運営事業につきましては使用料徴収による財源補正というふうになります。

1枚はねていただきまして、2項1目の児童福祉総務費でございます。補正額247万3,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。児童手当交付事業173万円の追加。扶助費でございます

が、制度改正に係る増額となっております。

その次に、子育て支援総合推進事業74万3,000円の追加でございます。過年度分の出産・子育て応援交付金の返還金というふうになります。これも確定によるものでございます。

2目の認可保育所費6万5,000円の追加でございます。みつば保育園の運営費ということで6万5,000円追加でございますが、これは人件費でございます。

4款1項1目保健衛生総務費29万円の追加でございます。説明欄を御覧ください。保健衛生総務費一般では、全体で29万円ですが、上は人件費になりますし、使用料及び賃借料のところでは1万円でございますが、これは舌圧測定器の使用料ということで、お口の相談会などに使います器械を白川病院からお借りをしておるものでございます。

次に、2目の予防費143万5,000円の追加でございます。予防接種事業でございますが、帯状疱疹予防接種費用助成金ということで30万円の追加ですが、これにつきましては不活化ワクチンで当初に8人分、追加で16人分を行っておりますが、さらに今回15人分を追加するものでございます。

次に、償還金、利子及び割引料は確定によるもので、前年度感染症予防事業費等補助金返還金2万2,000円でございます。

次に、20代・30代健診につきましては、10月の郵便料の値上げに伴う郵便料の追加1万2,000円でございます。

未熟児養育医療事業でございますが、償還金、利子及び割引料ということで、負担金の確定に伴う返還金の5万9,000円ということでございます。

次、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございますが、これも精算に伴う補助金の返還金ということで、令和4年度からということになってございます。

次に、4目の保健福祉センター費31万4,000円の追加でございます。備品購入費でございますが、手すり付きの体重計、幼児用の身長計、それから車椅子は2台でございますけれども、これだけを購入して31万4,000円でございますが、その財源のところ、30万円その他に出てきますが、これは明治安田生命から11月に50万円の寄附をいただきまして、そのうちの30万円を使って、こちらに物を購入する予定でございます。

次に、5目の環境対策費でございますが、26万8,000円の追加。報酬8万4,000円ですが、これは資源ごみ回収の職員の報酬不足による人件費の補正となります。

それから、次のページの補助金のところで簡易水道事業会計の補助金、これは事業会計へ繰り出すものでございます。16万4,000円の追加でございます。

6目の廃棄物対策費18万7,000円の追加でございます。一般廃棄物対策事業で18万7,000円でございますが、ごみ袋の印刷費、ごみ袋の小を1万枚印刷するものでございます。

6款1項1目農業委員会費でございますが、補正額18万円の追加でございます。説明欄を御覧ください。農業委員会活動費18万円でございますが、ここは全て人件費の補正となります。

3目の農業振興費でございます。34万7,000円の追加でございますが、中山間地域等直接支払推進事業2万3,000円の追加でございます。これにつきましては、先ほど歳入のところでも説明しま

したが、面積の増加によるものでございます。

農業振興費各種補助金につきましては、次ページに飛びますけれども、機構集積協力金交付事業補助金過年度返還金ということで、過年度分の返還金の追加でございます。1万3,000円でございます。

次に、茶業振興対策事業費20万1,000円の追加でございます。これは事業系消耗品というふうに書いてございますが、PR茶を620個作成するものでございます。これにつきましては、財源のところにもその他とありますが、20万、これが先ほどの明治安田生命から御寄附をいただいた50万円の20万円を使ったものでございます。

集落支援機構運営事業11万円の追加、これにつきましては人件費でございます。

次に、7目農地費7万円の追加でございます。農地総務費7万円追加ということで、ここは人件費の追加となります。

6款2項1目林業総務費でございますが、補正額5万円の追加でございます。林業総務費の職員手当のところ、職員1名の扶養手当を5万円追加するものでございます。

2目の林業振興費9万5,000円の追加。村有林管理事業ということで、次ページを御覧ください。ここは人件費の追加ということで、9万5,000円の追加でございます。

次に、7款1項1目商工振興費は9,000円の追加でございます。商工振興費一般ということで、エコトピア住宅の使用料9,000円追加するものでございますが、これにつきましては固定資産税の増額分が含まずに使用料を取ったというようなことで、その分の追加でございます。

それから、2目の地域づくり推進費は8万円の追加でございます。東白川つながるナビ事業で8万円の追加でございますが、公有財産購入費で家屋購入費となっておりますが、平の購入の方が転出をされまして、その買戻しの分ということでございます。実際は10万円ということなんです、その出て行かれた方から違約金2万円をいただいてということだそうでございます。

次に、8款1項1目土木総務費、補正額が33万円の追加。土木総務費一般で、ここは人件費の追加でございます。

2項1目の道路橋梁維持費199万3,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。道路橋梁維持事業で、まず委託料でございますが、村道除雪等業務委託料、これにつきましては凍結防止剤の散布の業務委託でございますが、当初200万円の予算化をしております、100万円追加するものでございます。原材料費の道路維持管理用原材料費でございますが、99万3,000円の追加でございます。これにつきましては凍結防止剤の購入のものでございます。

次に、10款1項2目事務局費でございます。補正額17万円の追加。説明欄を御覧ください。教育委員会事務局費につきましては8万円、ここは人件費の補正となります。学校保健会費9万円の追加でございますが、これにつきましては講師料、報償費が6万6,000円、それから旅費が2万4,000円というふうに見ておりますが、発達調査を実施する費用でございます。対象者は小学生2名と5歳児が1名ということで、臨床心理士に報酬を払うものでございます。

次のページを御覧ください。

10款2項1目学校管理費でございますが、補正額17万円の追加でございます。小学校管理費一般で、上は共済費、人件費でございますし、委託料の受水槽、高架水槽検査委託料8万5,000円の追加、不足分を追加するものでございます。

3項1目、中学校管理費ですが、8万5,000円の追加。これにつきましては、中学校管理費一般では人件費の補正となっております。

2目の教育振興費でございますが、205万2,000円の追加でございます。中学校教育振興費一般として備品購入費、教材備品の購入と書いてございますが、令和7年度版の指導用の教科書の購入のための費用でございます。

次に、4項1目社会教育総務費1万9,000円の追加でございます。文化財保護事業の1万9,000円でございますが、ここにつきましては人件費の補正となっております。以上でございます。

○議長（今井美和君）

村民課長。

○村民課長（安江透雄君）

議案第51号 令和6年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和6年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,321万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,622万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年12月10日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いします。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額3,340万円の減。説明欄を御覧ください。医療給付費分の普通交付金を減額するものです。

6款1項1目繰越金、補正額18万7,000円の増。説明欄を御覧ください。前年度繰越金を財源充当するものです。

次のページをお願いします。

3. 歳出。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額3,000万円の減。説明欄を御覧ください。負担金で一般被保険者療養給付費を減額するものです。

3目一般被保険者療養費、補正額40万円の減。説明欄を御覧ください。負担金で一般被保険者療養費を減額するものです。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額300万円の減。説明欄を御覧ください。負担金で一般被保険者高額療養費を減額するものです。いずれも見込みによる減額です。

次のページをお願いします。

7款1項1目一般被保険者保険料還付金、補正額16万1,000円の減。説明欄を御覧ください。一

般被保険者保険料の還付金分で15万6,000円、還付加算金分で5,000円の増です。

3目保険給付費等交付金償還金、補正額1万6,000円。説明欄を御覧ください。保険給付費等交付金の前年度精算分で1万6,000円の増です。

4目療養給付費等負担金償還金、補正額1万円。説明欄を御覧ください。前年度の出産育児一時金補助金の精算による増額です。

国保特会は以上です。

続きまして、議案第52号 令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,167万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億402万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年12月10日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額478万4,000円の減。説明欄を御覧ください。特別徴収保険料で506万円の減。普通徴収保険料で27万6,000円の増です。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額330万円の減。説明欄を御覧ください。介護給付費負担金の国の負担割合分を減額するものです。

3款2項1目調整交付金、補正額104万円の減。説明欄を御覧ください。調整交付金のうち、介護給付費分で110万円の減、総合事業分で6万円の増で差引き104万円の減です。

2目地域支援交付金の総合事業分、説明欄を御覧ください。地域支援交付金で24万円を増額するものです。

次のページをお願いします。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額594万円の減。説明欄を御覧ください。介護給付費交付金の支払基金負担分を減額するものです。

2目地域支援交付金、補正額32万4,000円。説明欄を御覧ください。地域支援交付金の支払基金分を増額するものです。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額385万円の減。説明欄を御覧ください。介護給付費負担金の県の負担割合分を減額するものです。

5款2項1目地域支援交付金、総合事業分、補正額15万円の増。説明欄を御覧ください。地域支援交付金の総合事業分15万円を増額するものです。

6款1項1目介護給付費繰入金、補正額275万円の減。説明欄を御覧ください。介護給付費繰入金の村の負担割合分を減額するものです。

次のページをお願いします。

2目の地域支援繰入金、総合事業、補正額15万円の増。説明欄を御覧ください。地域支援繰入金

の総合事業分、村の負担割合分を増額するものです。

次のページの歳出をお願いします。

1 款 3 項 2 目認定調査等費、補正額87万4,000円の減。説明欄を御覧ください。認定調査費で人件費、報酬、職員手当をそれぞれ減額するものです。

2 款 1 項 2 目施設介護サービス給付費、補正額2,000万円の減。説明欄を御覧ください。負担金のうち施設介護サービス給付費を予測見込みにより減額するものです。

2 款 5 項 1 目特定入所者介護サービス費、補正額200万円の減。説明欄を御覧ください。負担金で特定入所者介護サービス費を減額するものです。これは施設入所者の食費、居住費の分ですので、施設介護サービス費2,000万円の減額に伴い、こちらも減額するものです。

11ページをお願いします。

5 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額120万円の増。説明欄を御覧ください。訪問型サービス事業分は、要支援者のホームヘルプサービス分です。下の通所型サービス事業分は、要支援者のサービス分です。それぞれ70万円と50万円を増額するものです。以上です。

#### ○議長（今井美和君）

診療所事務局長。

#### ○診療所事務局長（安江輝彦君）

議案第53号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,194万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年12月10日提出、東白川村長。

2 ページから4 ページの第1表 歳入歳出予算補正、5 ページ、6 ページの事項別明細書の総括を省略させていただき、7 ページ、歳入から説明いたします。

#### 2. 歳入。

3 款 2 項 1 目医業費補助金、補正額1万7,000円の追加。説明欄を御覧ください。へき地医師研修支援補助金で、医師の学会参加費及び旅費に対する県の補助金でございます。計25名です。

続いて、5 款 2 項基金繰入金、補正額20万円の増。説明欄を御覧ください。医療設備等整備基金繰入金ですが、歳出で御説明します医業費、備品購入に充当するものです。

次に、8 款 1 項 1 目指定寄附金、補正額15万円の増。診療所指定寄附金として、医療設備整備基金寄附金を2名の方からいただいたものです。

8 ページをお願いします。

#### 3. 歳出。

2 款 1 項 2 目医療管理費、補正額21万7,000円の増。説明欄を御覧ください。医療事業、備品購入で車いす体重計の補正をお願いします。現在、リハビリ室で使用中の体重計で、患者さん

が車椅子に乗ったまま体重を量るものなのですが、経年劣化で故障により更新が必要となりました。財源は歳入で説明いたしました医療設備等整備基金繰入金を充当いたします。

次に、3款1項1目基金積立金、補正額15万円の増額。いただいた寄附金を医療設備等整備基金積立金に積み立てるものです。

国保診療所特別会計については以上です。

**○議長（今井美和君）**

村民課長。

**○村民課長（安江透雄君）**

議案第54号 令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,358万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年12月10日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

6款1項1目繰越金、補正額5万2,000円。説明欄を御覧ください。前年度繰越金を充当するものです。

次のページをお願いします。

歳出。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額3万7,000円の増。説明欄を御覧ください。負担金の広域連合負担金（事務費）の確定による増額です。

3款1項1目健康診査費、補正額1万5,000円。説明欄を御覧ください。役務費、郵便料で郵便料改定による増額です。以上です。

**○議長（今井美和君）**

建設環境課長。

**○建設環境課長（有田尚樹君）**

議案第55号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和6年度東白川村簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度東白川村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款第2項営業外収益を77万7,000円増額しまして1億7,100万5,000円に、収入の合計を2億1,925万2,000円とするものです。

続いて支出でございます。

第2款第1項営業費用を77万7,000円増額しまして2億1,029万1,000円に、支出の合計を2億1,925万2,000円とするものです。

第3条 予算第6条中「923万4,000円」を「939万8,000円」に改める。

第4条 予算第7条中「2億597万8,000円」を「2億614万2,000円」に改める。令和6年12月10日提出、東白川村長。

そうしましたら、2ページの補正予算実施計画書から10ページの令和6年度東白川村簡易水道事業予定貸借対照表までは詳細資料になります。

そうしましたら、12ページを御覧ください。

令和6年度簡易水道事業会計補正予算（第2号）附属書類にて詳細を説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、1款2項2目1節他会計補助金、補正額16万4,000円の増。一般会計補助金、収支のバランスを取らせていただきます。

1款2項14目4節その他雑収益、補正額61万3,000円の増。全国自治協会建物災害共済金です。次のページを御覧ください。

支出。

2款1項2目配水及び給水費、36節工事請負費、補正額61万3,000円の増。大明神低区配水池テレメータ修繕工事、落雷による修繕対応でございます。この工事の財源については、歳入で説明させていただいた雑収入の全国自治協会建物共済金を充てさせていただきます。

続いて、2款1項4目業務費、2節手当、補正額14万7,000円。4節法定福利費、補正額1万7,000円。以上、人件費の補正でございます。

簡易水道事業の補正は以上です。

**○議長（今井美和君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番。

**○7番（樋口春市君）**

一般会計の18ページ、3款1項3目の保健福祉費の社会福祉協議会の補助金の追加でございますけれども、令和に入って非常に社会福祉協議会への補助金が増額している。令和3年度には2,400万、その後2,700万、今回1,000万追加して3,000万ということで、昨年度、村長はこの社会福祉協議会の改革を行うと言っておられました。この運営費が増額していく原因というのはつかめましたかどうか、お聞きをいたします。

**○議長（今井美和君）**

村長。

**○村長（今井俊郎君）**

社会福祉協議会、最初から予定する補助金を組むんじゃなくて、一生懸命経営努力をさせた上で、決算に向けて繰越金を確保するためにどのぐらいというところで毎年補正を提出させていただいておると。この金額が今年度は1,000万になったということでございます。

原因としては、細かなこれこれが、これこれがということはございませんが、総じて言いますと、やっぱり利用者様の中で地域密着型に変えたことによって、いいことでもあるかもしれませんが、介護度の高い人が減って、割と低い要支援の方々の利用が増えて、社会福祉協議会から見れば収入の部分が減ってきておる傾向にあるということと、経費は一生懸命抑えさせていただいておりますが、それこそ諸物価高騰であったり、人件費が普通におっても伸びてきますので、そういったところの差額が出てくるという分析です。

どうしても必要な福祉サービスということで、最低限の経費で最大の効果という趣旨で職員の皆さんには努力をしておっていただきますが、今年度も残念ながら追加をしないと、ちょっと繰越金を確保しながら、次年度の事業が始められないという計算に至りましたので、補正予算を提出させていただきました。

[挙手する者あり]

○議長（今井美和君）

7番。

○7番（樋口春市君）

補正予算を提出されることに関しては、何も言うことはございませんけれども、できれば当初予算でもう少し見積もっていただいて、少なめに見積もって12月議会に700万、800万、1,000万などというような補助金の追加をしていただかないような今後努力をするつもりは、お考えありませんか。

○議長（今井美和君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

趣旨はよく分かりますけれども、当初から村のほうがしっかり面倒見ておるから大丈夫やという安心感があると、なかなか職員も、油断はしないにしても一円一円の使い道に慎重さを欠けてくるきらいが、あってはならんですけど、ありがちということもありますし、もう一つは当初予算を組むときに十分な財源をここに充てておくと、ほかの事業を削って充てなきゃいけないということがございますので、いろんな努力をしながらこの補正財源をつくって、年度途中で追加をさせていただくというやり方をここ数年来取らせていただいております。

最初、基金があったときはこのことはなかったんですが、今、基金ゼロですので、どうしても村の補助金で運営をさせていただいておるという状況ですので、御理解をいただきたい、このように思います。

○議長（今井美和君）

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の23ページ、真ん中にあります東白川つながるナビ事業の説明のところで、これは購入費となっておりますけれども、これもしかしたら監査のときに説明を受けている契約がなかったものと遡ってやるやつじゃなかったかと思うんです。そうすると、購入ではなくて還付、要は購入代金の差戻しの扱いでないと、新たな購入ではおかしいことになるかと思うんですけど、説明的な問題だと思うんですけど。

○議長（今井美和君）

地域振興課長。

○地域振興課長（今井信和君）

今質問にありました23ページのつながるナビ事業で、公有財産購入費8万円計上させていただきましたので、詳細な説明をさせていただきたいと思います。

今回、公有財産の購入費用としまして8万円を計上しましたが、これは令和3年度に移住・定住事業の空き家バンクの物件を10万円で購入された方が、今年の夏に村外に転出をされましたので、御本人様からの申し出で、この物件につきましては村が空き家の物件を買い戻すということになりました。

本件の場所につきましては、平自治会内の中の東白川分遣所の近くの国道256号沿いの物件になりますけれども、9月の議会定例会で移住・定住補助金の30万円を返還していただくという案件ということで説明を一度させていただいた同一の方になります。

まず、こうした空き家の物件の成約後に物件を村が買い戻すということは、今回が初のケースとなります。ですので、ルールに従いまして今回買戻しをするということになりますと、東白川村リユース事業実施要綱に定められておりまして、5年以内に利用者の方が村外へ住所を移転した場合、当初の売渡価格で村が買い取るということになっております。しかしながら、こうしたケースでは購入した時点で全ての方に説明をしてありますけれども、不動産売買の契約の解除につきまして、通常、民間の宅建業法でも20%程度の違約金を想定していますので、それに準じてお話をしてみました。

今回の空き家バンクの購入金額の10万円から違約金の20%、2万円を引いた8万円が今回の物件の購入額ということに、双方の合意により決定させていただきました。

なお、今回の物件につきましては、一時的に村が所有することになりますけれども、また空き家バンクに掲載しまして、物件としてまたホームページのほうで取り扱うという予定になっております。以上になります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

規定の中に、購入という言葉が入っていたとすれば購入費で問題ないと思いますが、今1点だけ、逆に言うと、この支出が問題じゃなくて、この場合、支出が10万円で、歳入のところに2万円というのが違約金として上がるべきじゃないかなと思うんですけど、この処理についてはちょっとどうお考えか。要は、購入はそうやって書いてある以上、10万円じゃないと具合が悪いんじゃないかなと思ひまして、歳入のほうとバランスを取りながら、差引き8万円になっていないといかんのじゃないかなと、これは処理の問題だと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○議長（今井美和君）

地域振興課長。

○地域振興課長（今井信和君）

内部の事務処理でも検討はしましたけれども、合意解約書という双方で交わす話の中で、販売代金の10万円から違約金2万円を控除した金額を返還措置というような内容で合意を取っておりますので、今回10万円の買取り価格、物件の価値はあるんですけど、2万円の違約金を引いたものの8万円という形で購入金額と考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

ちょっと1点、ここ、こだわっている理由がありまして、要は財産価値として、今、村が幾らのものを持っているんだというときに、この購入価格というのが10万でないと財産価格とずれが出えへんかなと。要は、違約金で減額したものを買い取ったということになっちゃうと、今持っている財産が幾らで買ったものかというときに、安いものを買ったことになっちゃいますね。だから、その辺がそれで問題ないのかという、財産購入なので、その辺のずれが発生していないかという心配で質問を始めたわけなので、ちょっとこの辺の解釈を。

○議長（今井美和君）

副村長。

○副村長（桂川憲生君）

その件については、今後また売買をさせていただくことになろうかと思ひますけれども、そのときには改めて、この建物を清掃したときの清掃賃が多分10万円でございますけれども、それを物件の販売価格に充てて売買をさせていただきますので、8万円で売買することなく、元の10万円の価格をもって販売をさせていただく予定でおりますので、よろしくお願ひいたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今井美和君）

5番。

○5番（今井美道君）

今の話で、こういったケースは初めてだということを知りましたが、立てつけとして、例えばこの購入された方が外へ出ていくときにはほぼほぼ……、当初の金額が安いものばかりですので、金額が、違約金自体が大きくないわけですね。違約にも当たらないというか、出ていかれた方にとっては、デメリットがそんなに感じないような気がするんですけど、立てつけとして、この制度の違約金がそれだけということで、出ていった場合はまた同じ金額で買ってもらえるでいいわという考え方に近いものが発生しないかなと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（今井美和君）

副村長。

○副村長（桂川憲生君）

おっしゃる意味、よく分かります。今回もこの物件に対して2万円の違約金というのは、一般の住民の皆さんから見られても違約金に相当するだけのダメージといたしますか、そういった価格に相当するかということは、ちょっと疑問の域を出ませんので、またその辺り村長と相談をしまして、政策の練り直しを検討させていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

5番。

○5番（今井美道君）

先ほど課長のほうの答弁で、この後はまた空き家バンクに登録しますよという発言があったんですけど、実際この物件のある場所というのは、実際に前買われたとき、そんなことを思っただけなんですけど、ああ、ここ道になったらいいのになどといったような場所だと思うんです。昨年の東白川村の256の建設促進委員会においても、中学校の橋のところから消防署に向けての辺りが、目通りが悪いし、こういうのも今後要望活動につなげてもらえないかというような意見も出ましたので、空き家バンクに上げて、またどなたかに売って、その方が嫌やよといったら、なかなかそんなこともできないですし、金額が金額ですので、村で持っておくのも手かなと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（今井美和君）

副村長。

○副村長（桂川憲生君）

その辺り、ちょっと検討させていただくということでよろしく申し上げます。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

2番。

○2番（安保泰男君）

今、村の財産について、2人の議員さんの質問と同じようになるんですけども、村の財産ですので、こういう違約金、一筆を取られたかどうか、契約書にあったということですけども、一般的な条件の。その点が引っかかったのと、もう一つは、公募されたときに次点の方が見えたのではないかというのが、この間の全協の説明の後に思いついたんですけども、もしそういう方が見えれば、そちらのほうへ今度権利が、まず最初に声かけをして、権利が移るのではないかと。そういう点はどうなっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（今井美和君）

副村長。

○副村長（桂川憲生君）

最初の入居の決定のときの次点というのが、入居を決定されなかった場合の次点という解釈でおりまして、明らかに今回の場合は入居されたので、その時点の募集は一応終了という概念でおります。

それから今回のように、あれから3年近く経過をしております、次点の人もその当時の考え方とはちょっと変わっておると思いますので、再度募集を今のところはさせていただき予定でございますけれども、その辺りは今度選考がありますので、考慮させていただき必要はあろうかと思っております。

○議長（今井美和君）

地域振興課長。

○地域振興課長（今井信和君）

違約金のことについても質問いただいたと思うんですけども、違約金につきましては、先ほど言いましたとおり、民間の宅建業法でも通常は売手と買手という間で契約をしますけれども、その中で、今回も契約書の中に違約金が発生しますということをうたわせていただきまして、民間ベースでも金額に応じて10%から20%の違約金を通常取るというふうになっております。

これにつきましては、安易に購入された方が、その後、破棄ということで契約が無効になってしまいますと、売手側にとってはかなりダメージがありますし、事務手続に要した費用だとか、手間というのも実際かかっておりますので、そういった契約が不履行にならないような抑止力的な意味合いもあるということで、民間でも通常違約金というのがありますので、今回の場合は公ではございますけれども、あまりにも今後こういったことが発生しないように、違約金につきましては、先ほど言いましたとおり、ケース・バイ・ケースでその都度、違約金の金額については検討したいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

2番。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

どちらにしても村の財産になるわけですので、たとえ1円でも、昔、カンポで1円で売った物件があったんですけれども、あれと同じような形で管理費がかかってきますので、早急に処分されるような行動を取っていただければと思います。終わります。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番。

○6番（桂川一喜君）

一般会計、15ページの官民協働のむらづくり体制構築事業の説明についての質問なんですけど、先ほどICTの教育関係のことで20万とおっしゃったわけなんですけど、これ実は採択のタイミングがあって、今までついている予算内でその事業が採択されて、今後、たしか新たな採択を受けるための予算が不足していて、今回の補正で補足されるというのが正確な説明にならないかと思えますけれども、ちょっとその説明の正確さがないと、今度、監査の折に時系列のあれが狂ってくるんじゃないかと思うので、ちょっと御質問をしました。

○議長（今井美和君）

総務課長。

○総務課長（河田 孝君）

この件につきましては3件当初予算を見ておまして、3件予定の団体がありました。そのうち2件はもう既に支出済みになって、もう一件がまだ支出はされていなくて予算が残っておる状態で、ただ年度末のときには、そこに支払うというような予定で進んでおまして、その前に、今の新しい情報通信教育協議会さんのほうが申請をされましたので、予算がある段階でしたので、そこにお支払いをさせてもらって、ですので、正確に言えば、今回のというのは予定していたところの分ということにはなると思うんですが、補助金の性質上、新たにできた場合はというようなことで補正をして、支払いをするというような流れでございますので、説明がちょっと不足したかもしれませんのでお願いします。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から議案第55号 令和6

年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から議案第55号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）までの6件は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎同意第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（今井美和君）

日程第15、同意第9号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。ここで桂川副村長から自身の退席を求められておりますので、これを許可します。

〔副村長 桂川憲生君 退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長。

#### ○村長（今井俊郎君）

同意第9号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村副村長に任命したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。令和6年12月10日提出、東白川村長。

記、氏名、桂川憲生、生年月日、昭和35年〇月〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇〇番地、任期、令和7年1月1日から令和10年12月31日。

任命理由を御説明申し上げます。

桂川憲生副村長の任期満了に伴う再任の人事案件でございます。

再び桂川憲生君を副村長に任命したいと存じます。

その任命理由を申し述べます。

桂川憲生現副村長は、皆様よく御存じのとおり、令和3年1月1日より4年間、副村長として立派にその職責を果たしてくれました。ちょうど新型コロナウイルス感染症大流行の時期とも重なり、感染防止策の徹底、職員の健康管理、コロナ対策の臨時交付金を活用した各施策の実施、また職員の資質向上と組織力向上を目的として取り組んでいる人事評価のプロセスである各課の組織目標の管理、個人の目標管理など、これらのことについて職員との対話を積極的に進め、円滑な人事運営、組織の活性化に大きな手腕を発揮してもらいました。

また、有限会社新世紀工房、株式会社ふるさと企画、みのりの郷東白川株式会社などの経営改革にも、社長の私の足りない部分をよく補って経営を軌道に乗せた努力も大いに評価できるところであります。

今後も人口減少、少子高齢化、機構改革、財政改革など大変困難な状況を迎えている今後の行財政の運営について、村長を補佐する副村長として適任者であると考えております。本人の内諾も取

っておりますので、同意くださるようお願いを申し上げます。以上であります。

**○議長（今井美和君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第9号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

全員起立です。御着席ください。したがって、同意第9号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

ここで桂川憲生さんの入室を求めます。

[副村長 桂川憲生君 入場]

桂川憲生さんの東白川村副村長の任命につき議会が同意したことを報告します。

ここで、桂川憲生さんに挨拶をいただきます。

**○副村長（桂川憲生君）**

失礼します。

ただいまは任命同意をいただき、誠にありがとうございました。

4年間の経験を生かして、今井村長を補佐し、東白川村の発展に役立てるよう努めてまいります。引き続き皆様の御指導よろしく願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

---

**◎東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について**

**○議長（今井美和君）**

日程第16、東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の任期満了については、令和6年11月20日付、東選第30号の2で東白川村選挙管理委員会委員長より議長宛てに通知がありました。

任期満了の時期は令和6年12月25日となっておりますが、委員の選挙については地方自治法第182条第1項で、選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関して公平な見識を有する者

のうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙すると定められておりますので、申し添えます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名をすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午後2時08分 休憩

---

午後2時09分 再開

#### ○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の指名を行います。

選挙管理委員会委員には、栗本重秋さん、五加〇〇番地、昭和24年〇月〇〇日生まれ、田口佳澄さん、神土〇〇番地、昭和46年〇月〇〇日生まれ、安江千章さん、越原〇〇番地〇、昭和33年〇月〇〇日生まれ、今井初美さん、五加〇〇番地〇、昭和33年〇月〇〇日生まれ、以上の方を指名します。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。

第1順位、安江良浩さん、神土〇〇番地〇、昭和34年〇月〇〇日生まれ、第2順位、伊藤保夫さん、越原〇〇番地〇、昭和34年〇月〇〇日生まれ、第3順位、安江誠さん、神土〇〇番地、昭和34年〇月〇〇日生まれ、第4順位、今井明德さん、神土〇〇番地、昭和37年〇月〇〇日生まれ、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

当選された方々には、文書で当選されましたことを告知いたします。

---

#### ◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

#### ○議長（今井美和君）

日程第17、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江健二さん。

**○議会運営委員長（安江健二君）**

閉会中の継続調査の申出について説明をいたします。

東白川村議会議長 今井美和様。令和6年12月10日、議会運営委員会委員長 安江健二。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. その他議会運営上必要と認められる事項。6. 議長の諮問事項に関する調査について。以上でございます。

**○議長（今井美和君）**

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本定例会における議決事項について、会議規則第44条の規定により、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

---

**◎閉会の宣告**

**○議長（今井美和君）**

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員